

天野山金剛寺の徳川家光継目領知朱印状をめぐって ： 津田秀夫文庫古文書より

著者	中田 佳子
雑誌名	関西大学博物館紀要
巻	27
ページ	1-24
発行年	2021-03-31
URL	http://doi.org/10.32286/00023103

天野山金剛寺の徳川家光継目領知朱印状をめぐる

——津田秀夫文庫古文書より——

中田佳子

はじめに

関西大学博物館古文書室所蔵の津田秀夫文庫古文書には、少数ではあるが、和泉国大鳥郡上神谷豊田村（現、堺市南区豊田）の小谷家文書が含まれている。同家文書については、昭和三十一年以降に同家の手を離れた約八六〇〇点が、国文学研究資料館と関西大学図書館に分蔵されており、近世初期からの地域の基本史料が揃っていることで、つとに有名である。津田秀夫文庫中の小谷家文書も、当初に流出したものの一部であると考えられる。

本稿で取り上げる史料は、寛永一三年一月二三日（西暦一六三七年一月九日）付の書状である^①。折紙三枚からなり、右端中央で仮綴じされていて、現状では縦一五・八センチ、横四五・〇センチ。この書状は、切紙・切継・折紙が交ざる一一通の書状を一まとめに綴ったうちの一通である。綴られた書状の作成年代は江戸時代前期から中期と推定されるが、個々の内容は断片的で相互に関連するものが少なく、全体に虫損や劣化が進んでいる。本史料はそのなかで唯一作成年代が判明したものであ

るとともに、幕府体制が整備される過程で、寺社奉行創設の翌年、将軍徳川家光が秀忠からの代替りを正式に示す継目領知宛行状を寺社へ発給するにあたり、「御朱印」を希望する天野山金剛寺（現、河内長野市）と、その支援者の江戸での動きがわかるものとして、興味深い。

徳川将軍家が代替りに伴って武家・公家・寺社を対象に領知の宛行・安堵を行い、それを証明するための判物・朱印状・黒印状を一斉に発給することを、「朱印改」「印知」という。そのなかで黒印状は家康・秀忠が用いたが、家光以降は判物と朱印状になり、黒印状の併用は終わった。発給数が圧倒的に多いのは朱印状であり、史料上では判物も含めた領知宛行状の総称としても、よく使われる。寺社の場合、判物を頂戴するのは、将軍家ととくに深い繋がりのある寺社や本山など、ごく一部に限られるため、本稿でも、寺社宛の領知宛行状（寄進状・安堵状）については、一般的な呼称である「領知朱印状」も用いた。

さて、徳川家光の領知宛行状は、武家宛に発給したものについては、藤井讓治氏による詳細な研究がある^②。いっぽう、寺社方については発給の一覧表が作成されていて、判物や朱印状に記された日付はわかるもの

の、具体的な手続きは明らかでない。本書状は、その間の事情をわずかながらも窺い知ることができ、史料制約の大きい寛永一三年の寺社方朱印改めを考察するうえで、貴重な情報を提供するものと考えらる。

一 奈良屋宗俊書状の翻刻

この書状は、寛永一三年一二月一三日、江戸に滞在している「ならや（奈良屋）宗俊」という人物が、小谷家の当主である「小谷大夫」と、「田中仁左衛門」の二人に宛てて認め、折よく江戸から堺へ帰郷する故今井宗薫の内衆に託して届けたものである。

宗俊は一年前から江戸に下っており、金剛寺が將軍家光の領知朱印状を頂戴できるよう、幕閣に働きかけていた。小谷大夫の弟阿鏝は、系図によると金剛寺の有力塔頭、地藏院の住持であり、朱印状の拝領に加わるため江戸に到着したところで、宗俊は地藏院阿鏝の無事と、江戸での根回しの状況を二人に知らせているのである。それに加え、「田中小左衛門」という人物が何らかの訴訟の原告で、上方での裁許を不服として江戸に出訴したことを記している。宗俊はその経緯をよく知る人物であり、宛先の二人も訴訟の相手か関係者と思われるが、この書状だけで出入りの内容を明らかにすることはできない。寺領の朱印状と遠国訴訟はともに、前年に創設されたばかりの寺社奉行に依頼するので、初代の奉行三人、安藤右京進重長・松平出雲守勝隆・堀市正利重が書状に登場する。なお、この三人が就任当初から「寺社奉行」という職名で呼ばれていたという確証はないが、本稿では便宜上「寺社奉行」と表記する。

書状の翻刻にあたっては原文通りに改行し、上に行番号を付した。文書の端から始まって本文二三行目までの行間には追伸が記されているが、それらは最初にまとめ、本文とは別に「追」を付けた行番号を施している（本稿中に「」で示した数字は、当該の行番号である）。また、虫損で判読不能の文字は□で示し、文字が推測できるものは□の右傍に注記した。

- 追一 （追伸六行目より本文行間に入る） 尚々、今月十日二柳生殿
- 追二 下屋敷、此間迄沢庵和尚
- 追三 御坐候所へ、上様俄ならせ
- 追四 られて、終日兵法などにて
- 追五 御機嫌よく、長光之御かたな
- 追六 拝領、中く無非類御事にて候、
- 追七 但馬殿之御出頭ハ、又々余ニかわり
- 追八 たる御事にて候、何事もあとを
- 追九 をいく可申越候、地藏院無事ニ御下
- 追一〇 着候間、可御心易候、めうせいへも御心得
- 追一一 候て可給候、以上
- 追一二 追而申候、小左衛門、爰元へ
- 追一三 下り申義候ハ、早々
- 追一四 御状可被下候、□兵衛かたへ
- 追一五 御申□便ハ、切レ御入候
- 追一六 間、御ゆたん有ましく候、
- 追一七 以上

- 一 今井宗薫之内衆
- 二 被登候間、任幸便一書
- 三 一、地藏院、去十日ニ御下着候而、其日夕申談候、其元御無事之由、此方も無別条候
- 四 一、天野山知行方、御次目之御朱印之儀、はや十一日ニ寺役御奉行三人様へ
- 五 一〇 兩僧被參、御引付之帳ニ御付にて候、爰元御出頭衆へ地藏院致同道、
- 六 一二 首尾能様ニ可仕候間、
- 七 一三 可御心易候、我等事、去年夕と同罷下、漸
- 八 一四 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 九 一五 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 一〇 一六 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 一一 一七 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 一二 一八 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 一三 一九 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 一四 二〇 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 一五 二一 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 一六 二二 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 一七 二三 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 一八 二四 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 一九 二五 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 二〇 二六 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 二一 二七 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 二二 二八 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 二三 二九 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 二四 三〇 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 二五 三一 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 二六 三二 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 二七 三三 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 二八 三四 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 二九 三五 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 三〇 三六 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 三一 三七 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 三二 三八 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 三三 三九 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 三四 四〇 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 三五 四一 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 三六 四二 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 三七 四三 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 三八 四四 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 三九 四五 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、
- 四〇 四六 一、田中之儀ニ付而者、九月十一日ニ便候而、状を以^申候が、

- 二四 一、田中小左、爰元へ罷下、遠国之訴訟御聞被成候
- 二五 安藤右京進殿・堀市正殿・松平出雲殿、此三人様へ訴訟申上候、右之内出雲殿ハ、其時分最上へ御上使ニ御越被成候故、御兩人へ申候由にて候
- 二六 一、根右京殿ハ其後小左次殿へ此やうす被仰越、委事ハ宗俊存候間、具相たつね、三人之御奉行衆へ理り申上、其上三人之被仰様を聞届、返事候へかしニ^申而、去九月三日・四日兩日、我等柳生但馬殿ニ隙入義候而罷在所へ、切レ小左次殿ハ文^を給候故、參候而^を右^を存たる通を申上候、覺書を被^成、九月五日ニ早朝より安藤右京進殿へ小左次殿御出候而、委被仰上候、扱堀市正殿

四七 へも被仰候、然者御兩人之
 四八 被仰様ハ、一度上方ニ而对
 四九 決いたし、其時之奉行
 五〇 さはかれ候義にて候へハ、無
 五一 別条事と、右京進殿
 五二 被仰候由、則又我等を早々
 五三 よびニ被下、其段々被仰
 五四 聞候故、其趣を書状ニ認、
 五五 のほせ候処ニ不相届候事、
 五六 扱々□□御事候、右々
 五七 段々存候通、具小左次殿
 五八 申上候を、又々御奉行衆へ
 五九 委被仰上候、幸我等
 六〇 □元ニ居合申候間、
 六一 其段ハぬかり申間敷候、
 六二 御心得可有候
 六三 一、小左衛門、柳生但馬殿へ
 六四 □を以申上候由、地藏院^⑤
 六五 物語にて承候、其所之
 六六 段者、御氣遣被成間
 六七 敷候、何ほとどのゑんを
 六八 以申こみ候共、我等爰
 六九 元居合候間、可申分候、

七〇 我等ニ不淺被懸御目候間、
 七一 随分可申候、則地藏院
 七二 をも柳生殿へ一礼申
 七三 させ候、談合申候間、是
 七四 ほとどの事など、但馬殿へ
 七五 申かぬる義にてハ無之候、
 七六 乍去其元にてきおい
 七七 せつハ不入事候間、そこ
 七八 いをつよく、うわかわ
 七九 よわくと、可然候
 八〇 一、遠国之訴訟奉行へ、又々
 八一 小左衛門可申外ハ有間敷候、
 八二 安藤右京殿、御内証之事ハ、
 八三 □とやらにも可申上手^⑥
 八四 筋候間、可御心易候
 八五 一、朽木民部少様と申て、
 八六 今ほと六人之御年寄にて候、
 八七 其内にて、是ハ御もつあ
 八八 かりにて候故、一ノ御出頭
 八九 にて候、別而我等ニ御内
 九〇 被下、殊外之御慈にて候
 九一 一、此民部様ハ、大坂籠城
 九二 □ちんの時、天野山の^⑦

九三 かせいニ御越被成候朽木
 九四 河内殿三番目の御子
 九五 にて候、上様之御氣ニ
 九六 いらせ□^ら候事、ならひ
 九七 なき故、天下之もち□^ち
 九八 不大方候、昨日御用候とて
 九九 □^まびニ被下候間、参候へハ、殊
 一〇〇 外御機嫌能、江州之
 一〇一 御知行所へ侍衆被遣候
 一〇二 道中、役銭いかほとも
 一〇三 自由成様ニ調くれよと
 一〇四 被仰付候間、新銭御用ほと
 一〇五 調、御内衆へ渡し候へハ、一段
 一〇六 御機嫌よく御坐候間、よき
 一〇七 □^まがいに申上候ハ、先年
 一〇八 大坂冬ちんの時、御親父
 一〇九 河内守様、天野加勢ニ御坐
 一一〇 被成候時、御こしかけられ候
 一一一 地藏院でし、今地藏院、
 一二二 天野知行次目之御朱印
 一二三 頂戴申に、一兩日以前ニ罷
 一二四 下候と申上候へハ、扱々親之
 一二五 看坊、殊宗俊がのかれぬ

一六 一六
 一七 一七
 一八 一八
 一九 一九
 二〇 二〇
 二一 二一
 二二 二二
 二三 二三
 二四 二四
 二五 二五
 二六 二六
 二七 二七
 二八 二八
 二九 二九
 三〇 三〇
 三一 三一
 三二 三二
 三三 三三
 三四 三四
 三五 三五
 三六 三六
 三七 三七
 三八 三八

間之僧にて候ハ、同道申
 候へかし、御意被成候間、罷帰、
 地藏院へ申聞候へハ、扱々望
 候て□^まと存所ニ、さやうニ
 御坐候ハ、可罷出之旨ニ候間、
 民部様之御透を見合候て、
 地藏院同道可申候と存候、
 河内殿めしつかわれ候
 衆、皆々居被申候
 一、此朽木民部様ハ、安藤右京殿
 のむこ殿にて候、なこど人ハ
 上様にて候、けつこうなる
 御事にて候と、御心得可有候、
 去年今天下之御年寄
 被仰付候、御親父河内殿・
 あにの兵部殿より、過分ニ
 御しあげ被成候、仁左衛門殿へ申候、
 安藤右京殿へのゑんニハ、
 此む□^ま殿ほとゑんハをそ
 らく有間敷かと存候
 一、天野御朱印之事も、
 随分はかの参候やうニ
 才覚可仕候、天野一山之

二 奈良屋宗俊書状の内容と作成時期

書状は一つ書きを連ねているので、それぞれの一つ書きについて、行番号を付して内容を略記する。

〔一〕今井宗薫の内衆が上方へ上られ、よい序でなので手紙を送る。
〔二〕今井宗薫の内衆が二月一〇日に江戸到着、すぐに談話し、貴公らの無事を確認した。こちらも無事である。

〔七〕天野山金剛寺の継目領知朱印については、一日に寺社奉行へ使僧と代僧の両人が参上し、引付の帳に記載された。これから地蔵院が彼らに同道し、うまくやるので安心してほしい。我らは去年から味方して江戸に下り、ここで一年を暮らしているが、他人なら一〇年かけても実現しない嘆願をまとめ上げ、あちこち取り入って順調なので、安心してほしい。

〔二〕田中の件については、九月二日に書状を出したが、届かなかったのは不思議である。

〔二四〕田中小左衛門は江戸へ下り、遠国訴訟担当の三奉行へ出訴したが、松平出雲守殿は最上へ出張のため留守だったので、安藤堀の兩人へ願い出たそうである。

〔三〕根来右京殿が小左次殿へそのことを告げ、事情を知る宗俊から詳細を聞いて三奉行へ道理を申し上げ、奉行の仰せを聞いたうえで返事するように、との指示だったので、自分の知っている通りを小左次殿に伝え、同氏は九月五日に安藤殿、また堀殿へ説明した。御兩人は、一度上方の裁判で対決し、その時の奉行が判決を下

- 一三九 使僧・代僧二地藏院御下
一四〇 にて候、一角きほのある
一四一 やう二いたし可申と存候、
一四二 併同道之文殊院へん□^(兼心)ゆ
一四三 いたし□□^(兼心)んつれ共、地藏院
一四四 壺人迄を何方へも同道
一四五 可申候、左大夫殿へハ以別替
一四六 申候間、此書状之趣、はしく
一四七 御物語ハ可有候、田中之出入
一四八 之事をハのけて、別之事ハ
一四九 御かたり可有候、小左衛門、若
一五〇 又候哉、なりもた、ぬ訴訟ニ
一五一 爰元へ下候としれ候ハ、無
一五二 御油断御状可給候、吉兵衛
一五三 かたへ被仰候ハ、便ハ切レ御坐候、
一五四 御油断有間敷候、我等事、
一五五 爰元御慈過候而、のほる事
一五六 成かたく、迷惑申候、乍去外聞
一五七 実儀ハよく候、恐惶謹言
一五八 極月十三日 宗俊（花押）
一五九 小谷 大夫殿 便ニ返事
一六〇 田中仁左衛門殿 待入申候、以上

しているのだから、それを覆すことはない、との仰せであると安藤殿から伝えられたので、その件を書状に認めて送つたのに、届かなかったのは奇妙である。その後も小左次殿を通じて、いろいろ奉行衆へ申し上げている。我らがここにいるので、抜かりはない。

〔六三〇七九〕小左衛門が柳生但馬守殿へ伝手を頼つて話をしている、と地蔵院から聞いたが、我らがこちらにいるので、氣遣いは無用。柳生殿は我らに目をかけて下さつており、地蔵院も柳生殿に挨拶させ、出入りの件を話すつもり。貴公らは、強い信念を持ちつつ、表面上は柔軟に装うべきである。

〔八〇〇八四〕小左衛門は、また遠国の訴訟奉行に訴えるほかはないだろう。安藤殿へ内々に話をする手段はあるので、安心してほしい。

〔八五〇九〇〕朽木民部少輔殿（通稱）という人は最近「六人の年寄」になつたが、小姓あがりで一番の出世である。とくに我らに味方して、大事にして下さる。

〔九一〇二四〕この朽木民部殿は大坂冬の陣のおり、天野山金剛寺に加勢した朽木河内守殿（元稱）の三男で、上様の多大な寵愛を受けて出世した。昨日伺候すると、侍衆を近江の知行所へ遣わす役銭を無心されたので、必要分の新銭を調達して差し上げた。継目朱印を頂戴するため、地蔵院の江戸来訪を告げると、連れてくるようにとのことであつたので、おりを見て地蔵院を同道するつもりである。

〔一二五〇三五〕この民部殿は安藤右京進殿の婿で、仲人は上様であり、結構なことだ。昨年から天下の年寄になり、父・兄（朽木重頼）よりも出世している。仁左衛門殿へ申し上げるが、安藤殿へは、この婿殿ほど強力

な縁故はないであろう。

〔一三六〇一五七〕天野山朱印の件も、できるだけ進捗するように努力する。山内代表の両僧に地蔵院を加えて勢力を拡大し、同道の文殊院に替わつて地蔵院をどこへでも連れて行くつもりである。左大夫殿へは、田中の出入り以外のことを伝えるように。小左衛門がまた訴訟に江戸に来ることがわかれば、書状をよこしてほしい。吉兵衛方へは紙片の便りがあり、油断なきように。我らはここで大事にされすぎて帰国できず、有難迷惑だが、表向き・内実ともうまくいつている。

〔追一〇追二一〕一二月一〇日に上様が、この間まで沢庵和尚がおられた柳生但馬守殿の下屋敷を訪れ、兵法を語り合うなど御機嫌よく過ごされて、長光の刀を賜つた。柳生殿の出世ぶりは異例であり、あとより追々報告するつもりである。地蔵院が無事に到着したので安心するように。めうせいへもよろしく。

〔追二〇追二七〕また、小左衛門が江戸へ下るようなことがあれば、早く書状で知らせてほしい。吉兵衛への通知は紙片を入れたので、油断なきように。

以上のように、全体を見ると奈良屋宗俊は、順調に進んでいる継目領知朱印状の件よりも、田中小左衛門の公事のほうが気にかかっているようである。小左衛門には敬称が付けられていないので、宗俊および宛先の小谷大夫・田中仁左衛門とは、敵対関係にあるように見える。宗俊と宛先の二人、および地蔵院阿鏝とは腹藏なくやり取りし、深い信頼関係にあることが窺える。ただ、小谷大夫と田中仁左衛門が、お互いどの

ような関係なのかはわからない。文中に登場する左大夫は、系図では小谷大夫の弟で、阿鑊の兄であり、「東ノ小谷家」(新や)を継ぐ人物であるが、そのほかの吉兵衛・めうせいについては詳らかでない。このうち田中仁左衛門と田中小左衛門は、ともに上神谷の田中村の人々であるかもしれない^⑥。

書状の日付については「極月十三日」とあるだけだが、内容についての以下の諸点から、作成年が特定できる。

*天野山金剛寺が、まもなく徳川家光の領知朱印状を頂戴する運びになっており〔七〇一〕、実際に発給された朱印状の日付は、寛永一三年一月九日であること^⑦。後述するように、領知宛行状の日付はあらかじめ吉日を選んで決められており、実際に下賜される日とは一致しないことが多い。

*朽木植綱が昨年「六人之御年寄」になったことが見えるが〔八五〇八六、二二九〇一三〇〕、これは若年寄の起源とされる「六人衆」のことであり^⑧、同人の就任は、『江戸幕府日記』によれば寛永一二年一月二〇日であること^⑨。

*追伸に見える今月(一二月)一〇日、柳生宗矩の下屋敷に將軍家光が立寄ったとする記載〔追一〇追六〕は、『江戸幕府日記』寛永一三年一二月一〇日条の「一、午刻、麻生筋御鷹狩被為成、(中略)一、西之下刻、麻生より還御、柳生但馬守下屋敷にて御膳被召上也」に合致すること。

これらを勘案して、書状は寛永一三年一二月一三日に書かれたものと断定した。

三 奈良屋宗俊書状の背景

1 天野山金剛寺と地蔵院

書状に現れる天野山金剛寺は、河内国錦部郡天野山村に属していた真言宗仁和寺末の名刹であり、天野寺とも呼ばれる。源平争乱期からその存立が確認され^⑩、南北朝時代には同郡の檜尾山觀心寺と並び南朝方の一大拠点となったが、室町幕府方の攻撃で荒廃し、各地の莊園も退転を余儀なくされた。寺では河内守護の畠山氏に恭順して生き残りを図り、その庇護を受けて境内地的な寺領の安堵を得る^⑪。そのころから山内の特産品である天野酒が高級酒として有名になり、將軍家や時の権力者など、貴顕への贈答用として称揚されるに至った^⑫。僧房酒の商業的成功は、山内の財政基盤を立て直しに大いに寄与したと思われる。

織豊期における金剛寺の領知宛行については、天正三年(一五七五)一〇月二三日、織田信長より寺領田畠・山林竹木・被官人らの知行が安堵されたことに始まる^⑬。ついで、羽柴秀吉が天正一一年半ばに天野山の検地を行い、九月一日に三〇七石を寺領として安堵する旨の朱印状を金剛寺三綱宛に発給した^⑭。ところがその後、理由は不明ながら、このうちの三〇〇石が没収され、翌一二年九月一二日に「調略」が整ったとして、改めて寄進されている^⑮。実は、天正一一年の寺領安堵のちようど一か月前、八月一日に、天野山三〇〇石が船越景直に宛行われており^⑯、景直は八月二〇日に天野へ入部して居屋敷を寄進し、翌日には金剛寺の求めに応じて山林竹木も寄進している^⑰。寺領三〇七石の安堵はその一〇日後なので、何らかの手違いで景直と金剛寺への二重宛行になったのかもしれない

ない。その問題が解決したのち、文禄三年（一五九四）一月には、増田長盛により検地が実施されて寺領三〇七石が確定し、改めて寄付する旨の豊臣秀吉朱印状が二月二日付で発給される。この三〇七石の寺領は江戸時代を通じ、代々の領知朱印状に受け継がれてゆくのである。

天野川の谷あいに寺域を広げる金剛寺は「密教久住之霊区、練行不退之道場」で、元和五年（一六一九）には七五の院坊を擁していた。その一つが、小谷大夫の弟、阿鏝が住持を務める地蔵院である。同院の創建時期は不明であるが、天正一五年（一五八七）七月には、当時の院主海鏝が灯明田を三綱に寄進したことが見える。文禄三年の検地では田畑二十九筆を名請けし、総高四三石七斗七升八合に上った。これは、当時の院坊のなかで満善院につぐ二番目の規模であり、山内でトップクラスの有力子院であったことが窺われる。

宗俊書状では、大坂冬の陣のおり、朽木種綱の父、元綱が天野山の加勢に來たとあるが〔九一〜九四、一〇七〜一一〇〕、これは戦乱に乗じた雑兵らの濫防狼藉に対処するためで、金剛寺文書にはこれを裏付ける徳川家康の側近、本多正純らの連署奉書が残り、『寛政重修諸家譜』の朽木元綱の項にも同様の記述がある。このとき、元綱は地蔵院に駐留していたようである。阿鏝は当時、地蔵院の弟子であったという〔二〇〜二二〕。兩人がそのときに顔を合わせたかどうかは不明ながら、地蔵院と朽木家の関係はこのときに始まったと思われる。朽木種綱が地蔵院のことを「親之看坊」〔二一四〜二五〕と親しみを込めて呼び、江戸にやってきた現院主の阿鏝を同道するように、奈良屋宗俊に申し付けているほど、両者の関係は良好である。

阿鏝が江戸にやってきたのは、將軍家光の継目領知朱印状を頂戴するにあたり、代表である使僧・代僧に有力子院である地蔵院が加わることで「一角きほのあるやう二」〔二四〇〜二四二〕として、金剛寺の勢威を示すため、および朽木家先代との縁を利用し、六人衆の「一ノ御出頭」〔一八八〕で、家光の信頼厚い種綱と緊密な関係結び、寺社方朱印改めを担当する寺社奉行に働きかけてもらうためである。そうすることによって、朱印状の取得を有利に進め、他の寺社より一刻も早く頂戴することが最終の目的であることは明らかだ。

阿鏝が小谷家から金剛寺地蔵院に入った経緯は、今のところ窺い知れない。金剛寺は河内・和泉の国境近くに立地し、西方で和泉国大鳥郡に接しており、天野街道から西高野街道、または泉北丘陵を越える上神谷街道（妙見道）によって、上神谷や堺とも近距離でつながっていた。小谷家は、石津川沿いの上神谷一三か村を束ねる触頭を務め、山年貢の取り立ても行う山代官の権限も認められており、文禄三年検地帳には姓の「小谷」で名請けする中世以来の旧家であったという。ただ、系図に記された鎌倉時代築城の小谷城を本拠とした在地領主という由緒には疑問があり、小谷家が上神谷に現れるのは天文年間であって、触頭役も一時的であったことが明らかにされた。

系図によると、阿鏝の長兄、大夫政重は天正二年生まれ、次兄の左大夫政長は天正一二年生まれである。阿鏝の生年は不詳であるが、母親が文禄元年に亡くなっているので、天正一〇年代半ばごろの生まれであろうか。そうすると、地蔵院の弟子であったという大坂冬の陣のおりは二〇歳代後半、寛永一三年の江戸下向時は五〇歳前後の壮年期となり、年齢

的に齟齬はない。

阿鑊が仏門に入った時期は不明ながら、系図では、天野山金剛寺地藏院の院主のほかにも、和泉国大鳥郡の鉢峯山長福寺（後に法道寺と改名）、豊田村法安寺の住持を務め、片蔵村立安寺も兼帯していたという。だが、金剛寺の家光継目朱印状を頂戴して以後の阿鑊の動向は明らかでない。わずかに、寛永一九年（一六四二）八月一八日付で、江戸から天野山へ無事に帰ったことを祝福する寺社奉行取次の書状が小谷家文書中に残っており、御朱印下賜から六年後、何らかの公事で江戸に下っていたことが推測される。

金剛寺では江戸初期から「衆中恣企濫訴、猥懈勤行」という状態にあったようで、本山の仁和寺もこれを苦々しく思い、古来の寺法を守り恒例の仏事を務めるよう、下文を出していた^⑧。だが、常態化した争論は収拾がつかず、やがて金剛寺全体を揺るがす騒動に発展する。地藏院・安養院・阿弥陀院とそれ以外の天野山中との間で出入りが数年続いた末、明暦二年（一六五六）に寺社奉行の厳しい裁許が下りたのである。老中・三奉行・大目付ら一〇名の評定に基き、「数度本寺違背之科不淺」との判断で、地藏院以下の三僧に対し、江戸・京都・大坂・堺・高野山・河内国中の六か所からの追放という処分が下された^⑨。追放を受けた安養院・阿弥陀院は、延宝二年（一六七四）夏ごろより制禁を破って本山の仁和寺へ接触し、詫びを入れたが、そのなかに地藏院はいない。この公事の当事者の一人、地藏院の住持が阿鑊であったかどうかは、いまだ未確認である。

2 堺の奈良屋と宗俊の人脈

書状の差出人、奈良屋宗俊については、他の史料でその名を見出しえない。書状を、堺の茶人で代官でもあった故今井宗薫（兼久）の内衆に託していること（一）（二）、堺南宗寺の住持で大徳寺一五三世の沢庵和尚（追二）と知己の間柄であるらしいこと、朽木植綱が内衆を近江の知行所へ遣わすとき旅費を即断で融通していること（二〇〇〜二〇五）などから、堺の裕福な町衆の一人で茶人でもあったと思われる。

奈良屋の屋号は、戦国末期から江戸時代を通じ、堺の史料に散見される。天文四年（一五三五）四月二八日の「念仏寺築地修理料差文^⑩」によると、錢一貫文ずつ寄付した二一四名中、甲斐町の九郎左衛門・藤次郎・弥次郎と材木町の彦三郎にそれぞれ「ならや」と注記されているのが、時代的に早い。織豊期になると、堺の数寄者として奈良屋宗意（宗怡）・宗也が現れる。宗意はもと武野紹鴎が所持していた高麗筒青磁の花入れを、宗也は中国宋代の禅僧で『碧巖録』の著者として高名な円悟克勤の墨蹟をそれぞれ所蔵しており、ともに茶人で豪商だったらしい。

また、徳川吉宗が名刀を集めて記録させた「享保名物帳^⑪」には、尾張徳川家が所蔵する相州伝の短刀「奈良屋貞宗」が掲載されている^⑫。「摂泉之堺、奈良や宗悦と申者所持、并に親子藤四郎も此者所持也」との説明があり、短刀の通称は旧蔵者である堺の奈良屋に因んだものであることがわかる。この短刀の伝世状況から、奈良屋宗悦は文禄ころの人物と推測される。「奈良屋貞宗」は「代金三百枚」と評価されていて、それと「親子藤四郎」（栗田口吉光作の短刀と小刀のセット）を所蔵していた奈良屋宗悦は、相当な財力があり、前出の宗意・宗也と一族だった可能性

も考えられる。奈良屋宗俊が書状のなかで、將軍家光が柳生宗矩へ、おそらく供応の見返りに下賜した長船長光の刀〔追五〕について関心を寄せていることから、彼にも宗悦と一脈を通じるものが感じられる。

このほか、堺の絲年寄に奈良屋道汐（寛永七年没）と息子の宗恵がおり、宗俊と生きた時代は重なるが、姻戚関係の有無は不明である。

奈良屋宗俊が幕閣のなかで取り入った人物は、柳生宗矩（寛永一三年時、数え年六六歳）と朽木植綱（同三二歳）であった。兩人とも將軍家光の恩寵を受け、めざましい出世を遂げている点に目を付けたのである。もともと徳川家の兵法指南役であった柳生宗矩は、寛永九年末に惣目付（大目付）の一人に抜擢され、同一三年八月には知行地の大和国柳生に増増を受けて立藩、大名となった。朽木植綱も小姓組番頭から六人衆の一人となり、宗矩と同時期に増増され、近江国朽木藩を創設している。柳生宗矩の麻布別邸には、寛永一二年末に幕命で江戸に赴いた沢庵が翌年一〇月に帰洛するまで寓居していたので〔追一〕三二、宗俊は沢庵を通じて宗矩と誼を通じるようになったと思われる。兵法・禪・茶道は相通じる精神世界を持ち、江戸初期の質実な武家文化の中核をなすものであって、宗俊は茶人としてそのなかに食い込んだのであろう。

朽木植綱のほうは書状に見えるように、父の元綱と金剛寺地藏院の縁故により、親密な関係を築いているが、宗俊にとっては、植綱が將軍家光の仲人によって寺社奉行の安藤重長の娘と婚姻していることが、さらに重要である。金剛寺の継目領知朱印状も田中小左衛門が起こした遠国訴訟も寺社奉行の管掌なので、そのうちの一人と太いパイプで結ばれることは、両件を有利に運ぶうえで願ってもないことである。周旋に長け

た宗俊は一年前から財力と茶道、数寄者としての知識をもって「こなたかなた取入、忝仕合ニ而候」（二八―一九）と、有望な人脈作りに成功した。そのいっぽうで、左大夫や吉兵衛へは通知する内容を制限し、田中小左衛門の動向についてはいち早く知らせるよう念を押すなど、情報のやり取りに細心の注意を払っていることが注目される。自信家で度量があり、かつ用意周到な宗俊の人となりだが、書状の文章から浮かび上がるのである。

3 寺社奉行と遠国訴訟

『江戸幕府日記』寛永一二年一月九日条には「安藤右京進・松平出雲守・堀市正、諸国寺社方訴訟之儀、承届可致言上之旨被 仰付云々」とあり、『大猷院殿御実紀』同日条では、「これ寺社奉行の創置なり」との説明がある。宗俊の書状が出される一年一か月前のことである。創置の翌一〇日には、老中や諸役人の管掌事項について定めた「寛永十二年条々」^④が出され、寺社奉行に関しては「一、寺社方并遠国訴訟之事、松平出雲守・堀市正・安藤右京右三人、一月宛可致番事」とされた。

ここで考察すべきは「寺社方」の意味するところである。寺社奉行誕生の前年、寛永一一年三月三日に出された「老中宛法度」^⑤には、老中（當時は「年寄」）の管掌事項の一つに「寺社方之事」があり、寺社奉行はこの職掌を引き継いだことがわかる。法度は「右条々御用之義并御訴訟之事、承届可致言上也」と結ばれているので、「寺社方之事」は「寺社方御用」と「寺社方訴訟」の両方を含んでいたと断定できる。右記『江戸幕府日記』中の「寺社方訴訟」については、「寺社方の訴訟」とする見方も

あるが、本稿では「寛永十二年条々」の「寺社方并遠国訴訟」を省略したものと考え、「諸国寺社方・訴訟之儀」と、並列的に読むことにする。そして、「老中宛法度」の解釈を援用し、寺社奉行は、寺社に関わる御用と訴訟のほかに、遠国訴訟を兼務していたと考えたい。

奈良屋宗俊の書状では、寺社と遠国訴訟の奉行が書き分けられていて、それを裏付ける。すなわち、金剛寺の継目領知朱印状出願の件は「寺役御奉行三人様へ」〔九〕、田中小左衛門の訴訟の件は「遠国之訴訟御聞被成候安藤右京進殿・堀市正殿・松平出雲殿、此三人様へ」〔二五〇二七〕および「遠国之訴訟奉行へ」〔八〇〕となっている。当初、寺社奉行の職掌のなかで、全国の寺社・寺社領に関する御用、および寺社内・寺社間などでの訴訟を合わせた寺社関係の業務と、関八州以外で起こった解決困難な出入りを扱う遠国訴訟とが区別され、二本立ての職掌と見なされていたのではないだろうか。書状からは、下々においてもこの二つの職掌を区別すべきであると認識していたことが窺える。

小谷大夫らを巻き込んだ田中小左衛門の出入りは、和泉国の地元で起こったようである。当時、幕府代官として同国を支配していた根来盛重と、その息子で書院番を務める盛正が、書状に登場するからである〔三二〕。ところで、遠国訴訟という「遠国」の範囲は、勘定奉行の管轄地域との兼ね合いで定められている。幕政機構が整うと、寺社奉行が取り扱う訴訟は、「寺社并寺社領、関八州之外私領、并関八州内にも寺社領より御府内へ懸り候出入」^④となり、全国に散在する幕府代官領の訴訟は勘定奉行の管轄となった。だが、当初は田中小左衛門の例に見られるように、遠国での御料・私領の分掌はさほど厳密ではなく、寺社奉行は関八

州外の訴訟を広く管掌していたのではないだろうか。

もつとも、田中小左衛門の出入りが実際どのような内容であったのかは、不明である。あるいは支配違いで、どこかの私領か寺社領と出入りになっていた可能性もあるが、書状のニュアンスからして、地藏院を含む金剛寺が訴訟の相手であったわけではなさそうである。田中小左衛門を田中村の小左衛門のことだとすると、上神谷が根来代官所から堺奉行石河勝政の支配に切り替わる寛永一八年ころに、田中村の欠落百姓の跡地をめぐる^⑤、豊田村からの入植を小左衛門が拒否したことで争論が起こっている。本稿の書状はそれに先行するもので、江戸への出訴は別件であろうが、すでにこのときから、豊田村の小谷大夫に対する小左衛門の遺恨が醸成されていたのかもしれない。

小左衛門が江戸へ出訴した時期は、寺社奉行の一人、松平勝隆が最上へ出張している間^⑥〔二八〇三〇〕、宗俊が出訴の顛末を知らせようと書状（未着）を認める以前、おそらく八月中のことと考えられる。奉行には「寛永十二年条々」に見られるように、当初から月番制が敷かれていたが、この場合の出訴先は月番にかかわらず、安藤・堀両人であった。在地代官の根来盛重は、出入りの事情を知る宗俊がちょうど江戸に滞在している^⑦ので、息子に詳細を尋ねさせ、覚書にまとめて二奉行に報告させた。両人はそれを吟味し、すでに上方で訴訟対決が行われ、裁許が下されていることを指摘して、その判断を支持することにした〔三三〇五二〕。出入りの起こった場所が寺社奉行の専管地域でないこともあり、手間のかかる遠国訴訟をなるべく回避し、早々に内済を模索するようすが窺える。もつとも、上方での訴訟がどこで起こされ、誰が審理したのか、

特定することは困難である。また、二奉行の意向を受けて小左衛門がその後どうしたか、再度江戸へ向かったのかどうかも、残念ながら知ることはできなかった。

奈良屋宗俊が一年前から江戸に下ったのは、あくまで金剛寺の領知朱印状出願のためである。小左衛門の出訴は後発の出来事であり、管轄が同じ寺社奉行であるので、小谷大夫らの意を受けて宗俊が関与することになったのであろう。

四 寺社方領知朱印状の発給

1 徳川将軍家の領知宛行

つぎに本題に入り、奈良屋宗俊が協力した天野山金剛寺の継目領知朱印状の出願について、検討したい。はじめに、徳川将軍家が行なった領知宛行（それを追認する安堵を含む）について概観しよう。

将軍家の領知宛行は、江戸時代封建制の根幹をなすものである。とくに家康・秀忠・家光三代にわたる幕藩体制の成立期には、各種の法整備と、領知宛行状発給の前提となる全国の土地支配によって、武家、禁中と公家、寺社を支配・統制した。このうち寺社の朱印地は、全国総石高の約一パーセントにすぎないが、武家方と同様に領知宛行（寄進・安堵）状が発給され、今日でも数多くが残る。

家康・秀忠には、将軍職を息子に譲ったあとも幕政に影響力を持っていた「大御所時代」がある。藤井讓治氏の研究によると、武家を対象とした領知宛行は、実質的な「天下人」が掌握する軍事指揮権と密接に関

連する。家康の大御所時代には、家康だけでなく秀忠も領知宛行状を発給しており、政権の円滑な継承を意図して、領知宛行権の一部を秀忠に移譲していた。いっぽう、秀忠の大御所時代における武家宛の発給は、秀忠の一手に掌握されていた。この状況は、寺社宛でも同様である。

領知宛行状は特定の日付で大量発給されており、その傾向は秀忠の時代にすでに見られる。これは将軍代替わりの証明として、先例を継承する形で領知を安堵する継目の判物・朱印状が、吉日を選んでまとめて発給されるからと考えられる。領知宛行が制度的に確立したのは四代将軍家綱の時代で、継目の領知宛行状は書札礼によって様式が確定する。武家方は一万石以上の大名が朱印状の交付対象となり、一〇万石以上および侍従は判物を頂戴し、ともに詳細な領知目録が別紙として付属するようになった。寺社方は後述するように、家光の時代に発給数が大幅に増加する。後には朱印状に記された発給日は先例を踏襲し、しかもその日から大幅に遅れて下賜されることが一般的となるのである。

次頁の表は、各将軍によって発給された武家宛・寺社宛の領知宛行状のうち、今日判明しているものについて、発給数が際立って多い日付を示したものである。これによると、数え年一一歳で将軍に就任した家綱による発給は、武家宛が家光没後一三年、寺社宛が同一四年であり、秀忠・家光に倣って「天下人」に成長する時期を待っていたとも考えられる。しかし、家綱のあとは、在位期間の短かった家宣・家継以外、将軍に就任して一年から一年半の間に武家を対象に発給し、寺社へはその後、就任からおよそ二年で発給していることになる。幕藩体制が安定するにつれ、将軍に就任した時点で「天下人」と認識され、継目の領知宛行状

【表】 歴代徳川将軍の領知宛行状発給状況

代数	将軍名	就任・退任・没年月日	領知宛行状発給状況(発給数が特に多い日付を示す)		継目発給業務の管掌者 〔奏〕：奏者番、〔寺〕：寺社奉行
			武家宛	寺社宛	
1	家康	慶長8年(1603)2月12日就任 慶長10年(1605)4月16日退任 元和2年(1616)4月17日没	散発的	少数、黒印状も比較的多い	
2	秀忠	慶長10年(1605)4月16日就任 元和9年(1623)7月27日退任 寛永9年(1632)1月24日没	元和3年(1617)5月26日 寛永2年(1625*)12月11日	元和3年(1617)7月21日 同年8月16日	(元和3年武家宛)安藤重信ほか (元和3年寺社宛)板倉勝重
3	家光	元和9年(1623)7月27日就任 慶安4年(1651)4月20日没	寛永11年(1634)8月4日	寛永13年(1636)11月9日	永井尚政・内藤忠重・安藤重長 〔寺〕安藤重長・松平勝隆・堀利重
4	家綱	慶安4年(1651)8月18日就任 延宝8年(1680)5月8日没	寛文4年(1664)4月5日	寛文5年(1665)7月11日	〔奏〕小笠原長矩・永井尚庸 〔寺〕井上正利・加々爪直澄
5	綱吉	延宝8年(1680)8月23日就任 宝永6年(1709)1月10日没	貞享元年(1684)9月21日	貞享2年(1685)6月11日	〔奏〕土屋政直→牧野富成 〔寺〕本多忠周
6	家宣	宝永6年(1709)5月1日就任 正徳2年(1712)10月14日没	正徳2(1712)年4月11日	発給せず	〔奏〕松平正久 〔寺〕安藤信友
7	家継	正徳3年(1713)4月2日就任 享保元年(1716)4月30日没	発給せず	発給せず	
8	吉宗	享保元年(1716)8月13日就任 延享2年(1745)9月25日退任 宝暦元年(1751)6月20日没	享保2年(1717)8月11日	享保3年(1718)7月11日	〔奏〕朽木植元 〔寺〕石川総茂→安藤信友→土井利意
9	家重	延享2年(1745)11月2日就任 宝暦10年(1760)5月13日退任 宝暦11年(1761)6月12日没	延享3年(1746)10月11日	延享4年(1747)8月11日	〔奏〕秋元凉朝、永井直陳→井上正敦 〔寺〕本多正珍、秋元凉朝→小出英持 →松平忠恒
10	家治	宝暦10年(1760)9月2日就任 天明6年(1786)8月25日没+	宝暦11年(1761)10月21日	宝暦12年(1762)8月11日	〔奏〕戸田氏英 〔寺〕阿部正右→松平乗祐(佑)
11	家斉	天明7年(1787)4月15日就任 天保8年(1837)4月2日退任 天保12年(1841)閏1月30日没	天明8年(1788)3月5日	天明8年(1788)9月11日	〔奏〕松平乗完→稲葉正謙→青山幸完 →西尾忠移 〔寺〕堀田正順→松平乗完→松平輝和
12	家慶	天保8年(1837)9月2日就任 嘉永6年(1853)6月22日没+	天保10年(1839)3月5日	天保10年(1839)9月11日	〔奏〕本多正寛→本多康楨 〔寺〕井上正春→牧野忠雄→青山忠良 →稲葉正守
13	家定	嘉永6年(1853)11月23日就任 安政5年(1858)7月6日没+	安政2年(1855)3月5日	安政2年(1855)9月11日	〔奏〕青山幸哉 〔寺〕本多忠民
14	家茂	安政5年(1858*)12月1日就任 慶応2年(1866)7月20日没+	安政7年(1860)3月5日	万延元年(1860)9月11日	〔奏〕松平親良 〔寺〕松平輝聰→松平宗秀→青山幸哉
15	慶喜	慶応2年(1866*)12月5日就任 慶応3年(1867*)12月12日退任	発給せず	発給せず	

※ 将軍没年月日の後の+は、発喪まで約半月から1か月の期間があり、表向きはその間も在位とされていたことを示す。

※ 西暦の後の*は、翌年に繰り越すことを示す。

※ 継目発給業務の管掌者(宛行状の申請先)は、『御触書集成』『正統徳川実紀』『寛政重修諸家譜』などにより、誰は代表的なものを採用する。

出典：藤井讓治『江戸幕府領知判物・領知朱印状の基礎的研究』(表1)／『徳川秀忠・徳川家光関係文書の基礎的研究』(表3)
史籍研究会編『徳川家判物并朱黒印(一)～(三)』(内閣文庫所蔵史籍叢刊82～84)

発給も形式化していったことが窺える。また、発給業務の管掌者(判物・朱印状の申請先)も、初期には武家方と寺社方で分けられていたが、綱吉の代からは奏者番の二人体制で、うち一人は寺社奉行を兼ねていることが要件になり、武家方と寺社方の両方を担当することになった。

2 将軍家光の寺社方領知宛行と寺社奉行の設置

続いて、将軍家光の寺社宛継目領知朱印状の発給について、主に先代秀忠の場合^⑤と比較しながら考察したい。

秀忠は、元和三年(一六一七)六月から九月にかけて上洛しており、秀忠親政期に発給が確認される判物・朱印状五六〇通(武家一三六・公家三六・寺社三八六・その他二)のうち、九四パーセントが元和三年のものである。武家宛では江戸出立前の五月二六日と上洛中の八・九月の日付を持つものが多く、前者は主に旗本、後者は西国大名を中心とした限られた大名が対象であった。寺社宛は、三月と上洛中、とくに七月二日・八月一六日が多く、上洛前後は関東や中部方面、上洛中は五畿内とその周辺国を主な対象とし、三河・美濃にも及んでいる。公家への発給はすべて上洛中である。当時の寺社関係業務は京都所司代の板倉勝重と南禅寺金地院の以心崇伝が主に担当しており^⑥、諸宗本山が多い畿内にあって、京が業務の中心となっていた。このように秀忠親政時代は、将軍の上洛という大規模な軍事行動のさなかに、武家・寺社・公家宛の領知宛行状の発給事務をまとめて行なったことが特徴で

ある。

ただ、秀忠の時代でも、宛行状に記された発給日通りに下賜されたかどうかは、大いに疑問である。武家宛の場合、五月二六日付の宛行状も上洛中のものも、将軍が江戸に戻った後、一〇月に渡された可能性が指摘されている⁵⁵。寺社宛については、金地院の例が注目される。『本光国師日記』によると、所司代から崇伝のもとに継目朱印について触が届いたのが七月一二日。崇伝はただちに、南禅寺および金地院を含む塔頭・末寺が過去に拝領した判物・朱印状計九通の目録と写しを提出し、一九日には将軍付きの故実家で書札札を司る曾我又左衛門尚祐と相談しつつ、金地院宛の継目判物の文案を作った。二一日、金地院領一九〇〇石が文案に基いた文面で宛行われる⁵⁶。文案は一九日付であったが、発給日は二一日となった。しかし、この日は将軍が伏見から直接御所へ参内し、晩に伏見へ還御しており、実際に金地院が南禅寺と共に二条城で領知判物を頂戴したのは九月九日で、将軍が江戸に向けて伏見を出立する四日前のことであった。寺社関係業務を担当している崇伝でさえ、自院宛の判物を日付通りに受け取っていなかったことがわかる。当時の感覚からすれば、継目朱印を吉日付で発給してもらうことができれば、頂戴する日は当日でなくてもよい、といったところであろうか。

その後、秀忠は大御所時代にも、寛永二年（一六二五）七月から二二月にかけての日付で譜代大名と旗本を対象に領知宛行状を一斉発給しており、今日約四〇〇通が知られている。しかし、寺社宛は、わずか七通しか判明していない。

それでは、家光の場合はどうであろうか。家光も寛永一一年六月から

八月にかけて上洛しており、在京中の閏七月一日、五万石以上および城主である大名に朱印発給の意向を示し、永井尚政・内藤忠重・安藤重長に奉行を命じた。実際には、上洛に供奉し在京している大名が対象であって、同一六日に、判物・朱印状が下賜され、奏者の酒井忠行が取り次いだという⁵⁷。ただし、このとき出された領知宛行状は八月四日付であり、前倒しで手渡されたことになる。発給対象の大名には領分の「郷村高辻帳」の提出が命じられ、各大名は八月から翌年初めにかけて、安藤ら朱印改奉行に提出した⁵⁸。このときの発給数は七〇通で、そのうち五七通が今日判明している。

ところで、家光の上洛中に発給されたのは武家宛のみであり、秀忠のときのように寺社は対象になっていない。これは、寛永元年に板倉勝重が、同一〇年に以心崇伝が相次いでこの世を去り、寺社関係業務の処理が手薄となっていたことが背景にあるのではないだろうか。崇伝の晩年、その業務の一部は林羅山（道春）が引き継ぎ、寺院の本末改めに携わっている⁵⁹。家光が寺社方朱印改めを念頭に置き始めたことが窺われるが、上洛中の実現には至らなかった。上洛以後、家光にとって武家方に続く寺社方領知宛行は喫緊の課題であったはずである。そのようななかで上洛の翌年、寛永一二年一月九日に寺社奉行三名が任命される。その二か月後、『本光国師日記』に続く『金地日録』によると、寛永一三年一月一日、寺社奉行から内密に、五山末寺の継目朱印が九月に予定されている旨を内々に五山に伝えるよう、指示がなされている⁶⁰。そして、その年の一月九日付で寺社宛の領知朱印状が一斉発給されたのである。

これら一連の流れを見ると、寺社奉行の設置は家光の継目朱印改めに

深く関わっていたことが推測される。寺社奉行は一般的に奏者番の加役であるが、初代寺社奉行の一人、安藤重長は奉行就任時には奏者番でなく、寛永一四年になって補任され、改めて寺社奉行を兼帯している。重長が異例で寺社奉行に選任されたのは、前年の武家方領知宛行時に朱印改奉行として実務経験があり、そのおりの手腕が買われたためではないだろうか。その点からも、寺社宛の朱印状発給を最優先事業ととらえ、それを手始めの業務として担当させるために、寺社奉行がその時期に創設されたと考えられるのである。

大御所秀忠が亡くなって以後、二〇年にわたる治世の間に家光が発給した寺社宛の判物・朱印状は、今日約一〇三〇通が確認されている。寺社宛一覧表によると、そのうち寛永一三年一月九日の日付を持つものは三七四通で、全体の三分の一強を占める。家光が親政期に入った寛永九年一月下旬以降、同一三年一月九日までに発給されたものが二一通しか判明していないことと比較すると、満を持しての朱印改めであったことがわかる。もつとも、次代の家綱が発給した領知宛行状の記録『寛文朱印留』には、個々の寺社宛朱印状に「先判」（過去の朱印）の発給日が記されており、それによると、家光の寛永一三年一月九日付寺社宛朱印状は九〇〇通にのぼる。ただし、寺社方の寛文印知では、家光の朱印状のみを持つ領知五〇石未満の寺社は除外されているので、実際には手を優に超える朱印状が同日付で発給されていたと推測できる。

だが、寺社宛の領知朱印状がその日付の通りに下賜されたわけではないことは、家光の代でも同じである。『江戸幕府日記』によると、寛永一三年一月九日付の継目領知判物・朱印状が実際に下賜されたのは、一〇

月一七日が最初である。

「一、就御代替、三河大樹寺領不可有相違之御判、当住持頂戴之、席御白書院

一、寺社御朱印、頃日出来之分被相渡之、席大広間、老衆別座、高力撰津守渡之、寺社之面々膝行頓首頂戴之」

『大猷院殿御実紀』同日条には、「其文はみな儒役林道春信勝が議し定むる所とぞ」と追記している。以心崇伝の在世中から、寺社関係業務を部分的に担当した林羅山が朱印状の文章を作っていることが注目される。

続いて、一〇月二二日、同二七日、十一月一日、同五日にも下賜されているが、発給日の十一月九日には何ら記述がない。また、それ以降も下賜の記述が見えないが、金剛寺の例からして、発給日後に頂戴した寺社も少なからず存在したはずである。ただ、十一月九日付の朱印状が千通以上となれば、下賜には何らかの優先順位が付けられたと考えられる。そこで、家綱の寺社方朱印改めの状況を参考にしてみたい。

家綱は、寛文五年（一六六五）に約一五〇〇通の寺社宛領知朱印状を発給しており、大半は七月一日付である。これらが一斉に下賜された日は八月八日（三五四通）、八月一七日（三三九通）、八月二四日（四〇〇通）、九月七日（三〇四通）であり、初日の八月八日には、知恩院・大樹寺など将軍家とくに関係の深い六か寺から始まり、基本的に遠国の寺社が対象であった。寺院は宗派別で、徳川家の宗旨である浄土宗が優先され、諸宗の本山、京・鎌倉五山、神社は京の祇園社・北野天神、撰津の住吉社など、有名寺社が多数含まれている。ただし、法華宗への下賜は八月一七日からである。引き続き遠国の寺社が大半で、天野山金剛

寺もこの日に朱印状を頂戴した。同二四日・九月七日は関八州の寺社に対し一斉に朱印状が下賜されている^⑧。この状況を見ると、家光の場合も同様に、対象寺社は將軍家との関係や地位・格式・由緒などによって次々と優先順位が付けられ、日を分けて下賜されたものと推測される。

ところで、家光は寛永一三年一月九日付の継目朱印を発給したのも、寺社への領知宛行を続けている。寺社宛一覧表と『寛文朱印留』によると、中部地方以東、関東・東北の寺社に主力が注がれ、寛永一九年七月一七日、慶安元年（一六四八）二月二四日・七月一七日・八月一七日・一〇月二四日、慶安二年八月二四日・一〇月一七日などの日付で五〇通以上まとめて発給された。これらが実際に下賜されたのは、『江戸幕府日記』『天猷院殿御実紀』では、寛永一九年八月九日および慶安元年三月一七日から慶安二年一月二九日まで、計九回にわたって、総数三三〇〇通を超える。そこには、領知宛行を通じて寺社への支配を強化しようとする家光の意図と、その実務処理にあたる寺社奉行以下の精勤ぶりが窺えるのである^⑨。

3 將軍家光の朱印状発給手続きと金剛寺の場合

ここでは、宗俊書状に見える金剛寺の継目領知朱印状出願についての記述を吟味することにより、家光時代の手続きの一端を探りたい。

金剛寺の近くには、檜尾山観心寺（現、河内長野市）・檜尾山施福寺・阿弥陀山松尾寺（以上現、和泉市）など、由緒ある名刹が多い。先代の秀忠が発給した領知朱印状は、金剛寺宛が元和三年九月九日付であるのに対し、施福寺・松尾寺が同三日付、観心寺が同七日付と微妙に違って

おり、発給にあたって何らかの意向が働いていた。だが、家光の朱印状は一樣に寛永一三年一月九日付である。

書状の差出人、奈良屋宗俊は、一年前の寛永一二年末ころから、金剛寺の継目朱印状出願に協力して江戸に滞在していたという。その時期は寺社奉行が設置された直後であり、宗俊はその人事を知るや、いよいよ寺社方朱印改めが行われると予想し、いち早く金剛寺が朱印状を頂戴できよう、幕閣に取り入って根回ししようと江戸に下ったと思われる。では、幕府から朱印地を持つ寺社宛に、どのように触が出されたのであろうか。

『金地日録』寛永一三年一月一日条に見える、寺社奉行から出された五山末寺の継目朱印が九月に予定されているという非公式通知は、表立った触ではなく、南禅寺を頂点とする臨濟宗京都五山の朱印改めについて、本末関係に基いた伝達方式をとっている。おそらく他の宗派でも同様に、随時各本山に伝えられたであろう^⑩。寺社奉行にパイプを持つ宗俊の耳にも、早い段階で入ったに違いない。金剛寺の場合は、本山の仁和寺から内々通知を受けたと思われる。

朱印改め伝達のもう一つの手がかりは、先代秀忠の上洛時に出された寺社方領知宛行の触である。『本光国師日記』によると、大和国には南禅寺の末寺の一つ、片岡山達磨寺（現、奈良県王寺町）がある。元和三年七月一二日、所司代板倉勝重から以心崇伝、また本山の南禅寺に宛て、継目朱印の触が折紙で伝えられた。過去の判物・朱印状が要求されたので、崇伝は達磨寺を含む末寺の分もいっしょに処理した。ところが、達磨寺には奈良奉行の中坊左近秀政と大和支配の代官小野宗左衛門貞則か

ら八月一五日付の書状が届き、「一、急度申入候、只今御朱印之改候間、早々持参尤二候、余遅々候間、為其態申越候、恐々謹言」との文面で、先代の朱印状を早く持参するように催促されたのである。崇伝は、翌一六日に奈良奉行へ、一八日に代官へ、達磨寺の朱印状は南禅寺の諸末寺でまとめて写しを所司代へ上げ、本紙は曾我氏へ渡した旨を述べ、改めて写しをそれぞれへ送った。そして奈良奉行に、「大和国中之寺社之帳」に達磨寺の領知内容（三〇石）と、朱印状は南禅寺と一統に下賜される旨を記すように頼んでいる。

これらによると、継目朱印の触は、寺社奉行から寺院の本末関係に基づいたルートと、上方などは遠国奉行や幕府の郡代・代官、私領は各領分の支配機構を通じて出されるルートの二つがあったと考えられる⁸⁴。達磨寺の場合は、両ルートで伝達を受けながら対応が疎かで、結果的に奈良奉行・代官の催促を受けることになったようである。崇伝は、河内国にある末寺二か所（八尾の真観寺・常光寺）に関しても、同様に処理する意向を明かしており、後者のルートで、河内の国別帳に記載されたと推測される。このルートによる継目朱印の触は、寺院のような本末関係を持たない神社への伝達において、より有効であったと考えられる。

家光の代替りにあたっては、寛永一三年一月九日付でおそらく千通を超える判物・朱印状が発給されているのであるから、事前に寺社奉行から公式な触が出されたはずである。寛永一一年の武家方朱印改めの場合、閏七月一六日に領知判物・朱印状七〇通が下賜されたが、その発給が発表されたのはわずか五日前、一日のことであり、各大名はその日まで発給のことを知らなかったという⁸⁵。寛永一三年一月九日付寺社

宛継目朱印状の下賜が始まったのは一〇月一七日なので、発給の触が出されたのは、それからあまり遡らない時期であろう。金剛寺の場合、本山からの内々の通知は同年の早い時期であったかもしれないが、その後、大坂町奉行または堺奉行、あるいは上方郡代などからも公式に伝えられたのではないだろうか。一年前から江戸で周旋に努めていた宗俊は、その触流しの情報を得て、いよいよとの思いを強くし、大樹寺はじめ最有力寺社への交付状況を探りながら、出願の適時を見計らって地蔵院阿鏤を江戸に呼んだのであろう。

地蔵院が江戸に到着したのは二月一〇日である。「天野知行次目之御朱印頂戴」（二二〜二三）が目的なので、この時点で朱印状を拝領できる見通しが確実に立っていたことになる。地蔵院到着の翌二一日には、金剛寺の代表である二人の僧が寺社奉行のところへ参り、「御引付之帳」に記載してもらって、正式に朱印状の申請が行われた。行き違いにならないよう、地蔵院の到着を待って申請したと思われる。では、この「御引付之帳」とはいかなるものであろうか。

「引付」という語は、評定や集会の記録、訴訟に関する記録や文書、後代のために作成する先例集といった、多様な使われ方をする。それらを集約すると、引付は先例や後日の証拠となるものの集成で、日録または文書の写しの形をとり、当事者が職務に随伴して作成する記録である⁸⁶。つまり「御引付之帳」は、朱印状発給事務における照合・点検用の基礎帳簿と言える。継目朱印状の出願には、過去に頂戴した朱印状を提出し、証拠としなければならない。「御引付之帳」は、このような過去の寄進・安堵状、さらには知行目録等を寺社ごとに書き写し、新たな継目朱印状

の文案作りの基礎にしたものであろう。寛永一年の武家方朱印改めでも、領知宛行状を発給する前に、各大名から提出された領知判物・朱印状の写しや知行目録の記載を写し取っており、これは武家方の「御引付之帳」に他ならない。もともと、寛永一三年一月九日の寺社方発給は数が多いので、「御引付之帳」は寺社奉行のもとで、国別・宗派別に作られていたのではないだろうか。金剛寺は、「御引付之帳」記載ののち、ほどなく朱印状を受け取ることができたと考えられる。

ここで注目すべきは、「御引付之帳」への記載により、金剛寺の朱印状申請の受付日が二月一日だったのに対し、実際に金剛寺が頂戴した朱印状は一月以上も遅った一月九日付であったことである。将軍家光はこの日に吉日として強いこだわりを持っていたと思われる、寺社宛の継目朱印状発給はこの日付にすることを決めていたようである。朱印地を持つ寺社は、新規の継目朱印状を発給してもらったため、江戸の寺社奉行の元へ出願に行かねばならない。千以上であろう寺社を処理する事務量は相当なもので、結果的に一〇月一七日以降、一月九日の発給日を挟んで、その後にも幾度となく分けて下賜していたと考えられる。

下賜の日には、「御朱印之渡帳」に記録・証印のうえ、江戸城内で頂戴したようである。その後、朱印状を書く祐筆衆や世話になった各方面に御礼の祝儀を渡したうえ、新旧の朱印状を箱に収めて帰国の途に就くことになる。将軍家光の継目寺社方朱印改めの期間には、金剛寺の場合と同様、各寺社から派遣された代表者二名と山内・社内の関係者、および奈良屋宗俊のような外部協力者が多数江戸の町に集まっていたと想像されるのである。

おわりに

奈良屋宗俊の書状を読み解くことよって、寺社奉行が置かれた翌年、将軍家光の寺社方朱印改めをめぐる状況の一端が浮かび上がった。周辺の史料と合わせ、以下に要点をまとめよう。

*寛永一年の上洛中に武家宛の継目領知宛行状を発給した家光は、ついで寺社方の朱印改めを実施するため、武家方の朱印改奉行として実務経験のある安藤重長を加えた寺社奉行三名を、寛永一二年一月九日に任命した。

*寺社奉行が創設されたことにより、寺社方朱印改めがやがて始まることを予想し、寺社やその協力者のなかには、奈良屋宗俊のように江戸に赴いて幕閣に取り入り、朱印状の出願を有利に進めようとする動きがあった。

*天野山金剛寺が寺社奉行のもとで「御引付之帳」への記載により領知安堵の申請を行なったのは二月一日であるが、発給された朱印状は寛永一三年一月九日付である。これは家光によって継目領知朱印状の日付があらかじめ設定されていたことを示し、その日を過ぎての申請にもこの日付が用いられた。

*寺社方の継目領知朱印状の下賜は一〇月一七日、将軍家と関係の深い有力寺社から始まっており、朱印状の日付は同じでも、受け取りには優先順位があったことが推測される。一年前から江戸で周旋を行ってきた金剛寺であったが、実際には後回しにされている。後回しグループの中では早いほうだったかもしれないが、周旋の効果は限定的だ

つたと言わざるをえない。

家光が寺社宛の継目領知朱印状の日付を一樣に寛永一三年一月九日としたのはなぜだろうか。この時点での寺社方の発給は、ほとんどが安堵状である。先代秀忠の場合は、上洛中のものに一部大量発給の傾向が認められるものの、散発的である。これは、家康時代の領知宛行の対象が武家であり、寺社は僅少であったこと。秀忠時代になって、織豊期の領知判物・朱黒印状を証拠書類として、初めて徳川將軍家から領知宛行を受けた寺社が多く、事務の関係上、発給日がばらついたこと。家光の場合はその約二〇年後、「去る元和三年〇月〇日先判の旨に任せ」領知安堵するものが大半で、一括発給しやすかったことによるであろう。寛永一三年一月九日は吉日として選ばれたのであろうが、同時に寺社奉行が任命されて丸一年後、同じ日付であることにも注目すべきではないだろうか。これは偶然の一致ではなく、家光の寺社方朱印改めと寺社奉行創設とが深く結びついていた証左と受け取りたい。

一七世紀前半、徳川將軍家の領知宛行が制度化される過程において発給された判物・朱黒印状については、古文書学的、また土地所有に関する法制的な研究に加え、発給日、発給対象の所在地域・石高等、地理的・数量的な観点からの研究が主として行われてきたが、今後は発給の裏に隠された細かな歴史事実について、地方に埋もれた書状や日記から明らかにされることが望まれよう。

注

- ① 津田秀夫文庫古文書 一五―三九―六。
 - ② 藤井讓治『徳川將軍家領知宛行制の研究』思文閣出版、二〇〇八年、第四章。
 - ③ 藤井讓治『徳川秀忠・徳川家光関係文書の基礎的研究』（科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇〇年）九八―一二五頁、「表3 領知判物・朱印状（寺社宛）」。データに若干の重複や漏れが認められるが、最もよく収集された基礎データ表であり、本稿の寺社宛領知宛行状の点数等も、誤差を度外視してこの表に拠る。本稿では「寺社宛一覧表」と略称する。
 - ④ 「和泉国大島郡上神谷豊田村小谷家文書目録」「史料館所蔵資料目録 第三十六集」三三九頁、小谷家略系図。依拠した史料は「小谷家系図」（同館所蔵小谷家文書 六四〇五番）。
 - ⑤ 原文の「訴訟」（二八）は、ここでは裁判に関係する語ではなく、「要求、不平、願いなどを人に伝えること。嘆願すること。うったえ」（『日本国語大辞典』小学館）の意味である。
 - ⑥ 吉田ゆり子『兵農分離と地域社会』校倉書房、二〇〇〇年、二六二―二七一頁に、田中村仁左衛門（慶安元年）・田中村小左衛門（寛永末年）が見える。なお、関西大学図書館所蔵小谷家文書中には「田中小左衛門書状」（築山与十郎宛、一五一九番）があるが、享保以降の作成と推測され、本史料の田中小左衛門とは合致しない。
 - ⑦ 史籍研究会編『徳川家判物并朱黒印（二）』（内閣文庫所蔵史籍叢刊 八三二）汲古書院、一九八八年、四〇―一頁に原本掲載。
- 「当寺領河内国錦郡天野内三百七石事、任元和三年九月九日先判之旨、永不可有相違者也、仍如件

寛永十三年十一月九日（家光朱印）

天野寺

⑧ 六人衆は寛永一〇年三月二三日に設けられたが、翌一一年七月二三日には彼らを「若年寄衆六人」と呼んでおり、朽木種綱が就任した寛永一二年から將軍の直臣団を統制する行政機関として定着したという（小池進「若年寄の成立をめぐって——「六人衆」を中心として——」『東洋大学文学部紀要』第三九集 史学科篇Ⅺ 一九八五年）。宗後の書状にも、「六人之御年寄」という表現が見えることに注目したい。その後、寛永一五年に六人衆は事実上解体し、寛文二年に改めて若年寄が置かれる。

⑨ 藤井讓治監修『江戸幕府日記 姫路酒井家本 第四卷』ゆまに書房、二〇〇三年、四〇九～一〇頁。

⑩ 『江戸幕府日記 姫路酒井家本 第五卷』同右、四六四・四六六頁。

⑪ 河内長野市史編修委員会編『河内長野市史 第一卷（下）』河内長野市役所、一九九七年、四一六頁。寺伝では行基が創建し、空海が修法したとするが、平安後期以前は明証がなく、承安年間（一一七一～七五）に和泉国大鳥郡出身の阿観によってここに金剛峰寺の別院が建てられたのが、金剛寺の開創という。

⑫ 『金剛寺文書』（大日本古文书 家わけ第七）二〇九番、二五八～五九頁。応永一六（一四〇九）年五月一三日、河内守護畠山道端（満家）によって、金剛寺四至内の田畠山野以下の所当官物・国役臨時雑事を免除され、殺生禁断を申し渡された。以後、両畠山氏から安堵される。

⑬ 天野酒の文献上の初見は弘安三年（一一八〇）で、金剛寺では陀羅尼の供養に酒が供えられた可能性があり、寺院の集会の食事にも酒が出されたという。（『河内長野市史 第二卷』一九九八年、三三二～二二頁）。天野酒は、一五世紀以降の史料によく現れる。

⑭ 『金剛寺文書』三二四番、三四〇頁。

⑮ 同右、三三八番、三五七頁。

⑯ 同右、三四〇番、三五八頁。

⑰ 神崎彰利監修・下山治久編『記録御用所本古文书——近世旗本家伝文书集——下巻』東京堂出版、二〇〇一年、一七二九・一七三〇番、一四二～四三頁。

⑱ 『金剛寺文書』三三五・三三六番、三五五～五六頁。

⑲ 同右、三五九番、三七二頁。

⑳ 徳川將軍家から金剛寺への領知宛行は、二代秀忠の元和三年（一六一七）から始まる（注⑦文献、四〇〇頁）。

「河内国錦郡天野内參百七石事、如先々全寺納不可有相違者也

元和三年九月九日（秀忠朱印）

天野寺

三代家光から一四代家茂までは、本稿四の1に掲げた【表】の寺社方領知宛行状の年月日で安堵されている（注⑦文献、四〇一～〇五頁、および『金剛寺文書』五一五頁参照）。なお、四代家綱から朱印の位置は日下ではなく、元号の左傍に押されるようになる。

㉑ 『金剛寺文書』四一八番、四八四頁。

㉒ 「下里村と山出入につき一山へ申渡請状」（『河内長野市史 第六卷』一九七七年、六七三～七四頁）に見える院坊数による。

㉓ 『金剛寺文書』三四八番、三六五～六六頁。

㉔ 同右、三六〇番、三七二～四一八頁。

㉕ 同右、三八三番、四三八頁。

㉖ 『寛政重修諸家譜 第七』一四三頁。

㉗ 「和泉国大鳥郡上神谷豊田村小谷家文書目録」改題、三二五・三二七頁。

㉘ 吉田ゆり子『兵農分離と地域社会』二四三～四六頁。

- ②9 「(江戸より帰山入寺之由珍重之旨)寺社奉行安藤右京・松平出雲取次)喜多方久太夫書状 天野山地藏院宛(寛永一九年)八月二八日」(国文学研究資料館所蔵小谷家文書 六四一五番)。
- ③0 『金剛寺文書』四一八番、四八四〇八五頁。
- ③1 同右、四二九番、四九五頁。
- ③2 同右、四三八番、五〇五頁。
- ③3 開口神社社務所編『開口神社史料 本編』開口神社、一九七五年、一〇三〜〇六頁。
- ③4 熊倉功夫校注『山上宗二記』岩波文庫、二〇〇六年、五一・六七頁。岩波文庫版では「宗意」だが、国立国会図書館デジタルコレクション「宗二之記」では「宗怡」となっている。
(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2538367> 二〇二〇年一月一日閲覧)
- ③5 辻本直男補注『図説刀剣名物帳』雄山閣出版、一九七〇年、二四八頁。
- ③6 『堺市史 第七卷 別編』堺市役所、一九三〇年、三八八頁。
- ③7 同右、二二五頁。
- ③8 柳生宗矩の劍禅一如、沢庵の茶禅一味は有名である。沢庵は小堀遠州について茶の湯を修め、宗矩は沢庵を通じて千宗旦とも親交した。『江戸幕府日記』『大猷院殿御実紀』には家光の茶事記録が多く、宗矩・沢庵も献茶・相伴を務め、とりわけ朽木植綱はたびたび献茶を行なっている。
- ③9 『寛政重修諸家譜 第七』朽木植綱の項に「継室は安藤右京進重長が養女」とあり(一五〇頁)、『同 第一七』安藤重長の女子の項に「実は尾張家の臣志水甲斐守忠宗が女。重長にやしなはれて朽木民部少輔植綱が室となる」とある(一七七頁)。
- ④0 『江戸幕府日記 姫路酒井家本 第四卷』四〇二頁。
- ④1 『徳川実紀 第二篇』(新訂増補国史大系 三九)六九二〜九三頁。
- ④2 藤井讓治『江戸幕府老中制形成過程の研究』校倉書房、一九九〇年、二二〜一六頁。
- ④3 同右、一七六〜八〇頁。
- ④4 『職掌録』『改定史籍集覧 第二七冊』(復刻版)臨川書店、一九八四年、四〇六頁。
- ④5 吉田ゆり子『兵農分離と地域社会』二七一頁。
- ④6 松平勝隆は、山形藩鳥居家の改易に伴う政務処理のため、寛永一三年七月晦日(三〇日)に上使を拝命し出張、九月二六日に帰参の御目見えをした(『江戸幕府日記 姫路酒井家本 第五卷』二八一〜八二・三四三頁)。
- ④7 勝海舟編『吹塵録』所収「天保十三年全国石高内訳」では、「六拾余州並琉球国共」三〇五万八九一七石のうち、「寺社御朱印地」は二九万四四九一石である(『海舟全集 第三卷』改造社、一九二八年、一五八頁)。豊田武は、朱印地高に脱漏分を補い、三六万一〇六二石と算出している(『宗教制度史』豊田武著作集 第五卷、吉川弘文館、一九八二年、一四八頁)。ちなみに『吹塵録』では、幕府からの進献による禁裏・仙洞御料は四万二四七石となっている。宮・公家領については単独で記載されていないが、江戸中期で四万六六〇〇石(『御所御領記』)とあり、武家方と同様、將軍の代替りに領知宛行状が交付され、家格・官位によって判物・朱印状の別があった(橋本正宣『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年、四〇二〜〇四頁)。
- ④8 以上、藤井讓治『徳川將軍家領知宛行状の研究』第一・三章。
- ④9 注③寺社宛一覧表には、家康大御所時代に家康が発給した領知宛行状が掲載されていないが、なかったわけではない。例えば、『徳川家判物并朱黒印(一)〜(三)』(内閣文庫所蔵史籍叢刊 八二〜八四)には、慶長一五年四月二〇日付で東寺(黒印)、山城・本光寺(黒印、三河)、慶長一七年

五月一日付で飯道寺（朱印、近江）、同三日付で瑞雲院（朱印、山城）、慶長一八年七月二十九日付で石山寺（朱印、近江）、元和元年七月二十七日付で御幸宮（朱印、山城）、御靈宮・藤森宮・因幡堂・清水寺・本国寺（以上黒印、山城）および住吉社（黒印、摂津）宛のものがそれぞれ掲載されている。また以心崇伝の『本光国師日記』には、元和元年七月二十七日付で知恩寺（山城）宛の家康朱印状が見える（副島種経校訂『本光国師日記 第七』続群書類従完成会、一九七一年、二四八頁）。このように、家康大御所時代には家康と將軍秀忠が共に寺社宛の朱黒印状を発給している。いっぽう、秀忠大御所時代には発給数は少ないながら、すべて秀忠の手になっており、発給状況は武家方と共通する。

⑤0 領知宛行状を発給するために選ばれた吉日の例として、將軍秀忠親政期の元和三年五月二十六日がある。台命を受けた以心崇伝が、候補日として五月二一日と二十六日を選び（『本光国師日記 第四』元和三年五月一七日条、一三九頁）、二六日が採用された。同日付で少なくとも武家宛七六通、寺社宛一通の宛行状の発給が確認されている（藤井讓治『徳川將軍家領知宛行状の研究』一三三―三七頁、および注③寺社宛一覽表）。同様に宛行状が集中発給されている他の日も、吉日が選定されていたと考えられる。

⑤1 国立史料館編『寛文朱印留 上』（史料館叢書1）国立史料館、一九八〇年、解題。

⑤2 藤井讓治『江戸幕府領知判物・領知朱印状の基礎的研究』（科学研究費補助金研究成果報告書、二〇〇五年）所収「表1 武家宛徳川將軍領知朱印状一覽（年代順）」、および『徳川家判物并朱黒印（一）』（二三）と注③寺社宛一覽表による。將軍の就任・退任・没年月日に関しては、『日本史総覧 第四卷』の「江戸幕府將軍表」による。

⑤3 以下、藤井讓治『徳川將軍家領知宛行状の研究』第二章。

⑤4 『駿府記』慶長一七年八月一八日条に「今日、諸寺事、伝長老・板倉伊賀守兩人可聞之由、有御詔」（『当代記・駿府記』続群書類聚完成会、一九九五年、二三八頁）とあり、兩人の在世中続いた。

⑤5 藤井讓治『徳川將軍家領知宛行状の研究』一二二頁。

⑤6 『本光国師日記 第四』一四八―五一・一六六頁。

⑤7 『徳川実紀 第二篇』一三三―三三三頁。

⑤8 以上、『江戸幕府日記 姫路酒井家本 第三卷』三九三・三九七頁。

⑤9 藤井讓治『徳川將軍家領知宛行状の研究』二五〇頁。

⑥0 同右、二三二頁。

⑥1 寛永九年九月三日、松平信綱管掌の寺院本末改めにおいて世話を仰せつかった林羅山が以心崇伝に、五山・十刹・本寺・末寺を記録し、各寺の領知高を書き添えるように依頼しており、崇伝はそれを五日に遣わしていること、同一一月六日、羅山の希望により、改めて五山・十刹・諸山の書立て一卷、知行高一紙を写させて渡していること、同一二月二日に羅山と弟の永喜から崇伝へ、朱印を拝領した本寺が他にないか、問い合わせることなどから、崇伝が担っていた寺社関係業務のうち、本末関係・寺領の把握を羅山が担当するようになったらしい（『本光国師日記 第七』三〇八―一二・三四二・三七〇頁）。
⑥2 柳田義雄氏は、「寛永九年の調査は、朱印地寺院の確定・把握にその主旨が存し」ていたとする（同『幕藩権力と寺院・門跡』思文閣出版、二〇〇三年、一二九頁）。

⑥3 林晃弘『幕府寺社奉行の成立と寺院政策の展開』『日本史研究』六九〇、二〇二〇年、八一頁。

⑥4 小沢文子『寺社奉行考』児玉幸多先生古稀記念会編『幕府制度史の研究』吉川弘文館、一九八三年、一章。

⑥5 『寛政重修諸家譜 第一七』一七六頁、安藤重長の項。『大猷院殿御実紀』

寛永一四年是年条にも、奏者番就任のことが見える。なお、『柳宮補任』の寺社奉行・奏者番就任の記載には、明らかな錯誤がある。

⑥5 『寛文朱印留 下』（史料館叢書2）。

⑥6 『江戸幕府日記 姫路酒井家本 第五卷』三九一頁。

⑥7 『徳川実紀 第三篇』（新訂増補国史大系 四〇）三八頁。幕府儒官の林家はその後、歴代の朱印改めに関わる。

⑥8 寛文五年三月に出された触によって発給の対象は、（一）徳川家三代もしくは二代の朱印を持つ寺社、（二）一代の朱印の場合は領知五〇石以上、（三）寺領がなく境内だけの朱印であっても一宗の本寺である場合、であった（高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』岩波書店、一九三四年、六九五番、三九三頁）。同じ触が津田秀夫文庫古文書中にもあり（八一―一二）、日付は「寛文五年三月朔日」である。

⑥9 以上、『柳宮日次記』国立公文書館内閣文庫所蔵『マイクロフィルム第六巻、当該記事の寺社名一覧』。

⑦0 五代將軍綱吉の継目朱印改めでは、家綱が安堵しなかった小寺社も対象となっている。貞享三年閏三月二六日、公卿門跡・五畿内寺社領を安堵した判物・朱印状を京都所司代土屋政直に送り頒布。同六月一八日には老中戸田忠昌宅で寺社領安堵の朱印状を頒布し、総計四六四九通に達したとある（『常憲院贈大相国公実紀』内閣文庫所蔵史籍叢刊 一七、および『常憲院殿御実紀』）。家光一代における寺社方の全発給数を推測する参考になる。

⑦1 林見弘「幕府寺社奉行の成立と寺院政策の展開」第三章第一節によると、寛永後半は寺社奉行から寺院各宗派の江戸触頭を通して触・申渡しを伝達する体制が、徐々に整いつつある時期という。本件は非公式であるので、直接本山へ通知されたであろう。

⑦2 『本光国師日記 第四』一四八―四九・一五五―五七頁。

⑦3 柚田義雄『幕藩権力と寺院・門跡』一四三―四四頁には、寛文末年から延宝年間にかけて、奈良奉行が寺院を対象に制定した触の伝達方法が示されている。寺院を地理的位置関係に基づいてグループ編成しており、「幕府の寺院行政ルートは本末関係とは原理的に全く別の問題として設定されていた」という。寛永期にもその先駆的な伝達ルートが存在したと考えたい。また、私領については、寛文印知のおり、諸大名の家来を老中稲葉正則宅に集め、寺社方朱印改めについて伝えたことが注目される（東京大学史料編纂所所蔵「編年史料」寛文五年二月八日条、伝達は三月九日）。

⑦4 藤井讓治『徳川將軍家領知宛行制の研究』二二五―二六頁。ただし、諸大名のなかには、上洛中の領知朱印改めを予測していたものもあった可能性が指摘されている。

⑦5 桑山浩然校訂『室町幕府引付史料集成 上巻』（日本史料選書②⑩）近藤出版社、一九八〇年、解題六頁。

⑦6 元和三年八月二九日に秀忠の継目領知朱印状を南禅寺の末寺五か所が頂戴したとき、以心崇伝が「御朱印之渡帳」に判形している（『本光国師日記 第四』一六〇頁）。この受取方式は事務手続き上、代々の朱印改めに引き継がれたと考えられる。

【付記】

本稿の作成にあたり、関西大学文学部教授の小倉宗先生に多大な御教示を賜り、また資料収集に御協力いただきました。この場を借りて厚く御礼を申し上げます。また、堺市文化観光局文化財課主幹の中村晶子氏、および堺市博物館の方々にも史料調査につき、お世話になりました。あわせて深謝いたします。